


報告第12号

専決処分の報告について（第3号）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和3年11月24日提出

つくばみらい市長 小田川 浩 

提案理由

道路管理瑕疵による車両物損事故に係る和解が成立し、損害賠償の額の決定について専決処分したことから、報告するものです。

専 決 処 分 書

道路管理瑕疵による車両物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年10月11日

つくばみらい市長 小 田 川 浩 

- 1 事故発生日時 令和3年7月3日 午前6時00分頃
- 2 事故発生場所 つくばみらい市杉下地内 市道24472号線
- 3 賠償の相手方
- 4 事故の概要 事故発生場所は、大雨により冠水し、最深部は、約50センチメートルであった。相手方は乗用車を運転し冠水していることに気付かず本件市道に進入したところ、車両のエンジン等が損傷した。
- 5 損害賠償額 200,000円
- 6 市の過失割合 25%